質 問 第 一 一 号昭和二十九年三月九日提出

農地法に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。 昭和二十九年三月九日

堤 康 次 郎 殿

衆

議

院

議

長

提出者 中 村 梅 吉

農地法に関する質問主意書

政府は、 農地法に基く買収、 売渡は単なる行政処分と認めるか。

単なる行政処分と認めるならば、処分取消の行政措置によつていつでも買収、 売渡を取消すことがで

きるか。

三 売渡計画に基き、 売渡通知書を知事より交付すれば、 当該通知書に記載した売渡の時期に、 農地 の所

有権は相手方に移転することは法の明示するところである。しからば

1 所有権移転後、 相手方より対価 の支払を受けて後においても売渡を取消すことができるか。

口 取消ができるとせば農地は いつまでも不確定の状態におかれ、 農民の地位は不安定で、 法第一条の

耕作者の地位は安定しないと思うが如何。

匹 埼玉県に、 売渡通知書を昭和二十三年三月二日、 売渡時期を昭和二十二年十月二日と定め完全なる農

地を従来の小作者に交付し、相手方たる耕作者は、 対価の支払を了したるにかかわらず満六箇年を経過

したる昭和二十九年二月三日に至り、 売渡を取消す旨一片の 通知をなし、 該農地を工場の敷地にせんと

する事 例がある。 政 の府は、 かかる取 消 :処分を正当なりと思いするか。

五. 農 地 の売渡通 知 は 知事をして代行せしむるも、 もともと主管大臣たる農林大臣の所管であるから、 売

渡通知書の責任は農林大臣にある。

L からば、 これ が 取 消 も農林大臣でなければならぬ。 売渡通知書を交付した後、 また対価を受領後、

これを不当に取消した場合にだれがその責任をおびるか。

六 農 地 \mathcal{O} 買収 も政府なら、 売渡もまた政 府である。 買 収 \mathcal{O} 取消も売渡の取消 も政府以外にはできないも

のと信ずるが、政府以外に取消権限を有するものがあるか。

七 県農業委員会、 町 村農業委員会は、 買収 計 画 売 渡 計画をなす権限を有するが、 買収売渡の当事 者で

は ない。 従つて、 売渡 \mathcal{O} 取消 も取消の承認もできないことは当然だ。 政府は、 かか る権限なき取消を認

めるか。

右質問する。